

## TOPIC

### 60～64歳の雇用保険の給付

■今月は、雇用保険の『**高年齢雇用継続給付**』について、取り上げてみたいと思います。

■現在、女性が60歳になったときは将来厚生年金となる「報酬比例部分」の年金がもらえますが、男性は60歳では年金がもらえません。

■もし、定年再雇用等で60歳から給料が下がってしまった、というときに幾らかでも助けとなるのが、高年齢雇用継続給付です。

■高年齢雇用継続給付は、60～64歳の雇用保険に入っている方の給料が、60歳時点での給料と比べて一定以上低いと、その補助として給付を受けられる、というものです。

■まず、給付を受けられる対象となる方ですが、以下の**すべてに該当**する方です。

- ① **60～64歳の雇用保険の一般被保険者**（65歳以上で引続き入っている方、季節雇用の方、日雇いの方以外の被保険者）
- ② 雇用保険に入っていた**期間が通算して5年以上**（通算できるのは離職から次の再就職までが1年以内で雇用保険の手当を受けていない場合）
- ③ 60歳時点（直前6か月平均）と比べて、給料の額が**75%未満である（賃金低下率75%未満）**

■次に支給期間ですが、これは「**60歳の誕生日の前日の属する月から、65歳の誕生日の前日の属する月までの間**」となります。

■極端な例ですが、3月1日生まれの方と3月2日生まれの方では、給付を受けられる月が、1カ月ずれます。

3月1日生まれ＝2月28日に満60歳  
＝2月分から受ける

3月2日生まれ＝3月1日に //  
＝3月分から受ける

（終了月もずれるので、トータルでは変わりません。）

■次に支給額ですが、まず、③にありますように賃金低下率が75%以上の場合は、支給されません。

- (1) 賃金低下率61%以下の場合
  - (2) // 61%超75%未満の場合
- とで、計算式が違います。

▼(1) 賃金低下率61%以下の場合

$$\begin{aligned} \text{支給額} \\ &= \text{実際の支払賃金額} \times 15\% \end{aligned}$$

▼(2) 賃金低下率61%超75%未満の場合

$$\begin{aligned} \text{支給額} \\ &= \text{実際の支払賃金額} \times \text{支給率} \\ \text{支給率} \\ &= \frac{(-183 \times \text{低下率} + 13,725) \times 100}{280 \times \text{低下率}} \end{aligned}$$

（ややこしい計算式ですね。。）

※賃金低下率と支給率は小数第3位四捨五入、支給額は小数点以下切り捨て、で算出します。

■例を挙げてみます。

●60歳到達時の賃金月額30万円の場合

①実際の支払賃金額が18万円だった場合  
低下率…60%（ $18 \div 30 \times 100$ ）  
支給額…18万円  $\times$  15% = 27,000円

②実際の支払賃金額が20万円だった場合  
低下率…66.67%（ $20 \div 30 \times 100$ ）  
支給率…8.17% =  
$$\frac{(-183 \times 66.67 + 13,725) \times 100}{(280 \times 66.67)}$$
  
支給額…20万円  $\times$  8.17% = 16,340円

③実際の支払賃金額が24万円だった場合  
低下率…80%（ $24 \div 30 \times 100$ ）  
支給額…低下率が75%以上のため支給なし

■なお、支給額には限度額があります。

- **支給限度額 340,761円**  
賃金額と給付額の合計額が、この支給限度額を超えるときは、超えた額がカットされます。
- **最低限度額 1,840円**  
給付額がこの最低限度額を超えないときは、支給されません。

■ 手続のおおまかな流れは、

① 60歳到達時賃金証明書により、賃金月額を登録しておく



② 2カ月ごと実際の賃金支払額に基づいて支給申請

■ また、60歳時到達時賃金月額を登録したのち、離職して他の会社に再就職した場合でも、再就職先での賃金が60歳到達時賃金月額より一定以上低ければ、この給付が受けられます。

(失業給付を受けた後だと「高年齢再就職給付金」という名称で受けられます。ただし、受給要件がプラスされます。)

■ ここで以下の点に注意してください。

① 再就職手当と高年齢再就職給付金とは、併給ができません どちらかを選択しないとけません

② 厚生年金と高年齢雇用継続給付を同時に受ける場合、年金が一部支給停止になることがあります。

■ 当事務所では上記②について シミュレーション (有料) ができます。給料の額をいくらにしたら高年齢雇用継続給付や年金がたくさんもらえるかなどの検討ができますので、お気軽にご相談ください。

## 大事な お知らせ

### 1. 労働保険料について

先月号でもお知らせしたように、労働保険料第3期が **1月26日(月)** に引落されました。今回もご協力いただき、誠にありがとうございました。

また、引落がされなかったお客様については、改めて連絡の上集金・振込の依頼を致しております。

納付日は **2月16日(月)** となっておりますので、2月10日ころまでの集金を予定しております。

今年度最後ですので、何卒よろしくお願い致します。

### 2. 雇用保険手続適正月間について

通常ハローワークで手続きをする際は、私共のような労働保険事務組合は 出勤簿、賃金台帳、労働者名簿 (「3帳簿」といいます。) との照合確認は免除されています。それが、毎年2月中に限っては、免除されず3帳簿との照合確認がされます。

雇用保険資格取得、喪失、離職票等の手続きの際は、

**3 帳簿をお預かり**することになりますので、ご協力をお願い致します。

## 今月の一冊

「限界集落 株式会社」

黒野伸一 小学館

放映開始されたので、ご紹介します。かつての負け組たちが、限界集落といわれる、過疎・高齢化した村を再生していく物語です。

ちょうどTPPが取り沙汰されているところの小説ですが、ちょっとうまくいきすぎて、現実的ではないと感じることもあると思います。ただ、決してシリアスではなく、とても読みやすく書かれてあるので、サッと読めます。

NHKで放映されていますが、今からでも十分間に合います。是非どうぞ。

(あとがき)

先日の睦会には、たくさんの方にご出席いただき、誠にありがとうございました。

さて、私は腰が痛いです。生れてこの方、腰を痛めたことがないので、どうすれば良いのか全くわかりません。原因もわからず、気付いたら鈍痛がしていたという状況です。腰痛がこれほど意欲低下につながるとは思いませんでした。

腹筋や背筋を鍛えればいいでしょか。姿勢が悪いんでしょか。年でしょうか。。。。。

今年は、のっけから風邪をひいたり、腰を痛めたりと毎月体調が万全ではないので、とにかく身体には十分気を付けたいと思います。(キムラ)



〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@ni.sawaka.ikei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

しゃろうしみやさかの  
ひとりごと

- お風呂 -

田舎で育った私が 子どもの頃(昭和30年頃)  
は毎日風呂へは 入浴せんでした。

家には水道もなく 30m くらい離れた川から  
水をくんで 火を炊いて わかき湯と風呂に  
はらたいた。

今では どの田舎でも スイッチひとつで  
お風呂が わくしくみです。

よほど歩きだした 弟は 黒い足をしていて  
富山のくさり売りが 「カラスの足」と 笑った。

風呂をたてるのは 月に何回 たったのが 忘れたが  
近所で風呂をたいたから せうせと よんで  
くゆるので 自命の家で わかした日には  
叫んで 入ってもらっていた。 いわば  
もらい風呂である。

先方で5人 + 自命のうちで 5人 = 10人もの  
人(向)に入るのだから ……。

明日が 入学式という前日は 母が  
洗面器に お湯を はて 手を洗えと  
いわれ 友がと ひびたらけの 手をこじこし  
洗っていた事を 思出す。

今 私の家では 温泉がきていて  
わかき湯でも 毎日 あたかい風呂に入る。  
夫が夕方 風呂をかえて 湯をためて  
おいて くゆるのです。

うじ ぬるぬるして いますが 「死にやれえ」と  
かまんで 入っています。

この湯を ビニール ホースで 暖房にも  
使っているので コタツも あたかく  
一石二鳥です。

昔のことを 思うと 幸せですな。

